

№. 5

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
春日井市	環境部 環境保全課	0568-85-6217	直 通	0568-84-8731
住 所	〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44		担当者氏名	福田 智
U R L	https://www.city.kasugai.lg.jp/		E-mail	hozen@city.kasugai.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

区分	人槽	補助交付限度額		経費に 対する 補助割合
		公共下水道事業認可区域（雨水整備のみの事業認可 区域を除く）を除いた区域		
		①重点区域	②重点区域以外の区域	
①新設（建築確認申請を伴 う工事を行う場合）	5人槽	80,000	80,000	8割
	7人槽	110,000	110,000	
	10人槽	140,000	140,000	
②-1みなし浄化槽・くみ取 り便槽からの転換	5人槽	560,000	430,000	8割
	7人槽	790,000	620,000	
	10人槽	1,010,000	810,000	
②-2みなし浄化槽・くみ取り便槽か らの転換に伴う配管工事費 （②-1に加算）		100,000		5割
②-2みなし浄化槽からの転換に伴う みなし浄化槽撤去費 （②-1に加算）		90,000		10割

(2) [令和3年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
159	61	10					230

前年度実績基数（207基）

(3) [補助対象区域]

- ・ 公共下水道事業認可区域（雨水整備のみの事業認可区域を除く）を除いた区域
- ・ 計画変更に伴い新たに公共下水道事業認可区域に編入された区域で、編入された区域を単位として下水道の供用開始がなされていない区域（雨水整備のみの公共下水道事業認可区域を除く）

(4) [特定地域の有無] 重点区域

地 域 区 分	町 名
中部・南部地区	下条町の一部、下津町の一部、上条町の一部、中切町の一部及び弥生町の一部
西 部 地 区	岩野町の一部、大手町の一部、上田楽町の一部、鷹来町の一部、田楽町の一部及び町屋町の一部
東 部 地 区	木附町の一部、高蔵寺町の一部、高座町の一部及び玉野町の一部
北 部 地 区	上野町の一部及び坂下町の一部

(5) [補助対象条件]

- ①補助対象地域において、専用住宅に浄化槽を設置（既存のくみ取り便屋又はみなし浄化槽から転換し、浄化槽を設置する場合を含む）しようとする者（法人を除く）
 - ②表1の定める環境配慮型浄化槽であること
- ・ 表1次の消費電力基準以下であること

(単位W/h)

人 槽	放流水のBOD濃度が1日につき10mg以下の機能を有する浄化槽	放流水の総磷濃度が1日につき1mg以下の機能を有する浄化槽	その他の浄化槽
5 人 槽	53	83	39
6～7 人槽	75	90	55
8～10 人槽	102	157	75

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売及び賃貸の目的で浄化槽を設置する者
- ④11人槽以上の浄化槽を設置する者

- ⑤同一敷地内の生活排水をすべて浄化槽へ接続することができない者
- ⑥専用住宅のうち事務所、店舗その他これに類するものに供する部分から汚水又は雑排水を排出する者
- ⑦公共事業等の移転補償として、浄化槽の設置に係る補償を受けようとする者
- ⑧その他市長が適当でないと認める者

(7) 【 補助金交付申請書に添付する書類 】

- ・提出期限：当該年度の1月末日まで
- ①審査を完了した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証及び建築確認申請書第1面から第5面の写し
- ②設置場所の案内図
- ③配置図（敷地境界線、浄化槽、污水管、雑排水管、放流管、污水桝、建築物等を図示したもの）
- ④建物平面図
- ⑤浄化槽調書の写し（建築確認を受けて浄化槽を設置する場合に限る）
- ⑥配管の設置状況を示す書類（配管工事費の補助を受けようとする者に限る）
- ⑦補助金交付申請時点において居住する家屋における汚水処理状況を示す書類
- ⑧みなし浄化槽及びくみ取り便槽の状況写真（転換の補助を受けようとするものに限る）
- ⑨全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
- ⑩登録浄化槽管理票（C票とその写し）
- ⑪浄化槽機能保証制度に基づいた保証登録証（市町村用）
- ⑫型式適合認定書の写し
- ⑬型式適合認定書別添様書及び図面の写し
- ⑭浄化槽工事の見積書及び浄化槽の設置に係る費用を示す書類（配管工事費又は撤去費の補助を受けようとするときは、その項目を含むもの）の写し
- ⑮浄化槽工事の請負契約書の写し
- ⑯浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年度以前の浄化槽設備士にあつては小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
- ⑰賃貸人の承諾書（住宅等を借りている者に限る）
- ⑱その他市長が必要と認める書類

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：設置工事完了後1ヶ月以内又は当該年度の2月15日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法第7条の規定に基づく検査手数料及び同法第11条の規定に基づく検査の初回手数料納入後の浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書（同法第7条及び第11条）の写し
- ③工事施工の写真
- ④浄化槽設備士が確認した検査表
- ⑤補助事業に係る支払い領収書及び内訳書（第5条第14号の見積書の額と、領収書の額が異なる場合に限る）の写し
- ⑥浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑦既存みなし浄化槽の最終清掃実施記録の写し（撤去費の補助を受けようとする者に限る）
- ⑧浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽からの転換の補助を受けようとする者に限る）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

(9) 【 その他 】

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に設置費用の1/2（15万円まで）の補助を行っている
- ③みなし浄化槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に上限10万円の上乗せ補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください